

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域共生型廃棄物発電等導入促進事業)
PCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業

PCB汚染変圧器の高効率化のための補助金制度について

説明会資料



令和7年度（二次公募）



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

変圧器補助金事務局



ご説明の内容

1	PCBについて		P. 3
2	補助金制度の概要		P. 4
3	補助対象事業		P. 7
4	低濃度PCB助成金申請をする 場合の留意事項		P.11
5	申請にあたっての留意事項		P.12
6	手続きの流れ		P.15
7	交付申請について		P.16
8	事業の進め方について		P.20
9	お問い合わせ窓口		P.21

1. PCBについて

PCB
Polychlorinated biphenyls
ポリ塩化ビフェニル

- ◆ 人工的に作られた、主に油状の化学物質
- ◆ 不燃性で電気絶縁性が良い ⇒ 絶縁材などに使用
- ◆ 脂溶性で生物濃縮率が高い ⇒ 健康被害を及ぼす

昭和28年から昭和47年に製造された変圧器にPCB使用

昭和47年
PCB使用禁止

処分期間終了

高濃度PCB使用電気工作物⇒廃止、処分の義務付け

平成5年までに製造された変圧器：PCB汚染の可能性

※平成6年までに出荷された富士電機製変圧器にはPCB汚染の可能性があるとされています。

低濃度PCB廃棄物の
処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

2-1. 補助金制度の概要

補助金制度に関する規程類

財団

**交付規程
交付規程実施細則
公募要領**

間接補助事業者（申請者）
に対しての規定

補助金申請の進め方ガイド

**完了実績報告書と経理処理
の手引き**

チェックリスト
記入マニュアル

間接補助事業者（申請者）
に対しての詳細説明資料

**ご申請前に
必ずお読み
ください**

※上記資料は財団ホームページに掲載されています⇒ https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r7/

2-2. 補助金制度の概要

■ 補助対象事業の種類

- ① 低濃度PCBに汚染された疑いのある変圧器の分析調査事業
- ② 低濃度PCB汚染変圧器から高効率変圧器※への交換事業
(交換事業にあつてはリースによる導入も補助対象)
- ③ 上記①と②を一体的に行う事業 (調査交換事業)
③調査交換事業での申請を行った場合は、調査事業実施後、
交換事業の申請を新たに実施する必要がありません。

※ 補助対象となる高効率変圧器は、省エネルギー基準達成率125%以上の変圧器

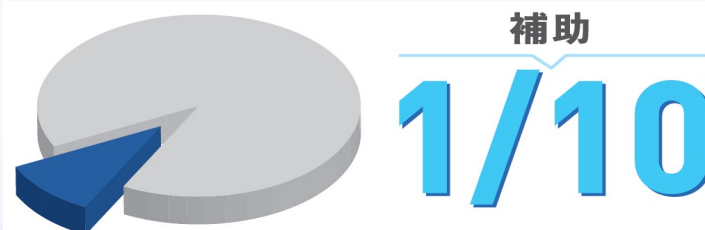
■ 交付申請対象者

- ① 民間企業
- ② 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人
- ③ 法律により設立された法人
- ④ 個人事業主又は個人
- ⑤ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者
- ⑥ 上記に対してリース方式により高効率変圧器を導入する事業者

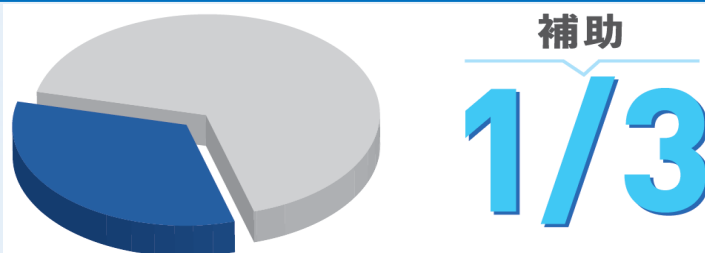
※ 既に実施している事業 (分析や交換に着手してしまったものや完了したもの) は対象外

※ 一事業者で多数の変圧器交換を申請する場合は、事前にご相談ください。

分析調査費用



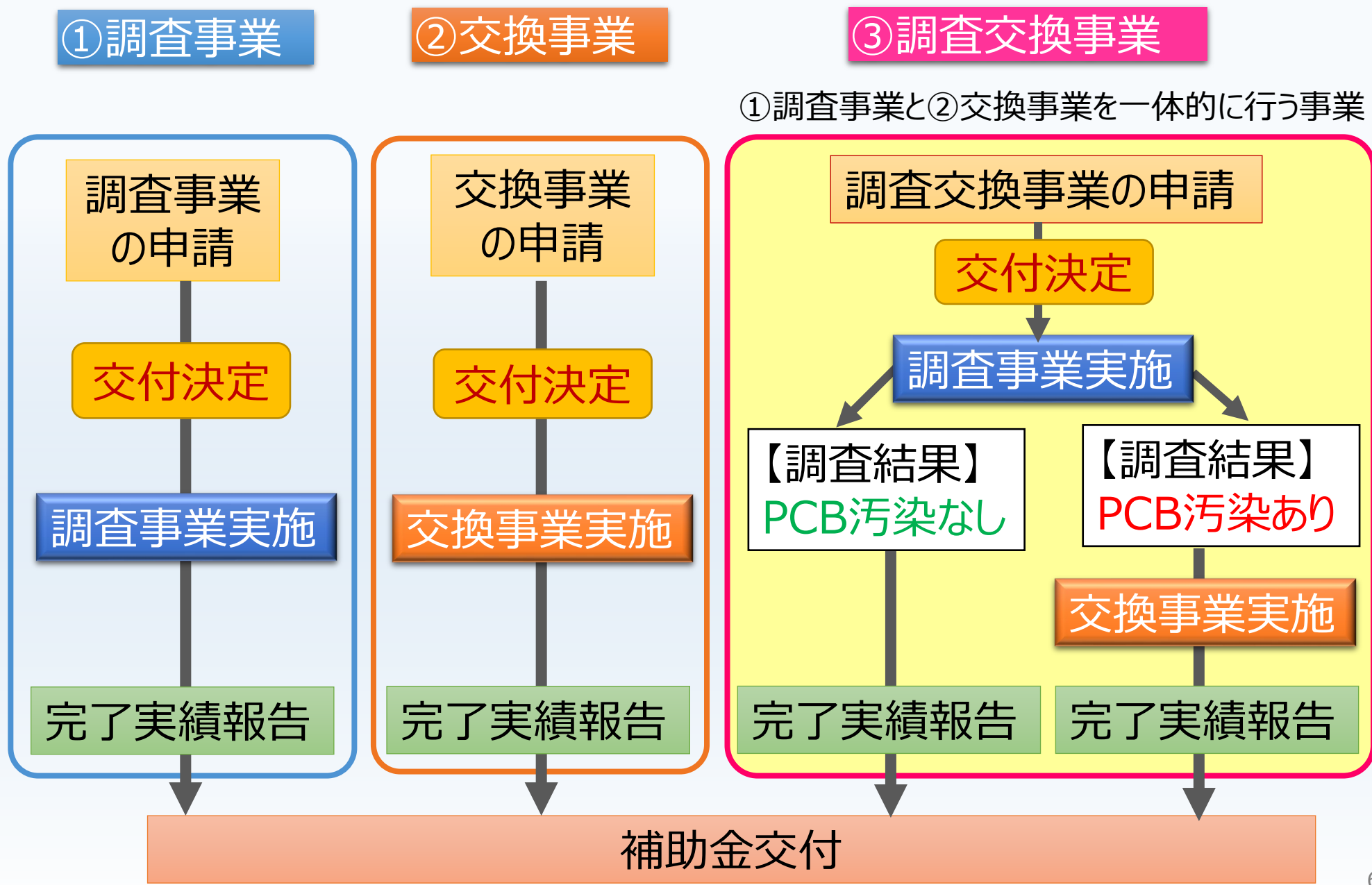
交換費用



※ 工事費・設備費・その他承認した必要経費
※ 上限：1台当たり100万円 (詳しくはHP参照)

- 申請期限 令和7年12月19日 (金) 15:00 まで
- 補助金交付決定後に事業開始 (未着手事業が対象)
- 報告書提出 令和8年1月30日 (金) まで

2-3. 補助金制度の概要（各対象事業の流れ）

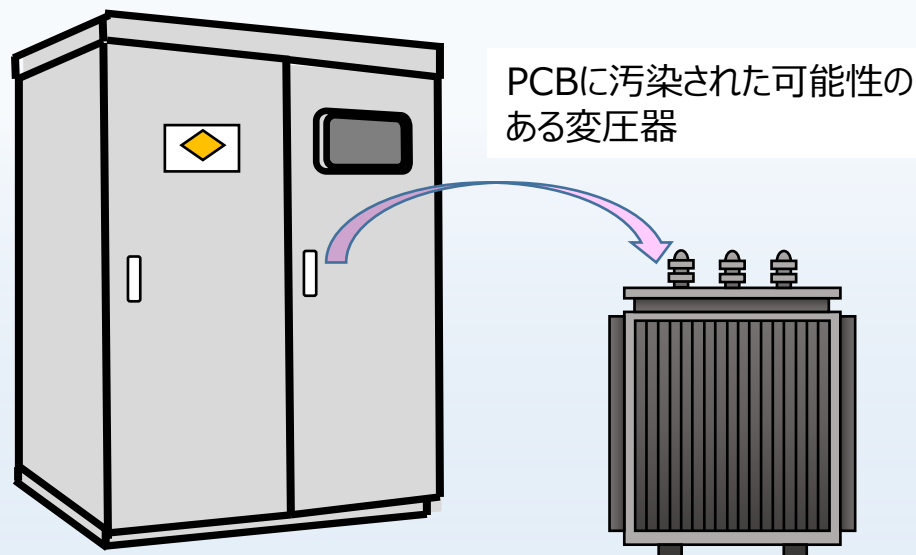


3-1. 補助対象事業（調査事業）

① 調査事業 変圧器のPCB含有の有無調査

PCBに汚染された可能性のある変圧器に係る調査

調査事業の補助対象となる変圧器



平成5年以前製造等の変圧器 ※

※ 富士電機製の一部の機器については、平成6年までに
出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。



現在使用中の変圧器

製造年を確認

平成5年（1993年）以前か ※

はい

いいえ

絶縁油入替等が
されているか

はい

いいえ

補助対象変圧器

補助対象外

補助対象経費：絶縁油のPCB分析費用

3-2. 補助対象事業（調査事業）

① 調査事業（公募要領P.4）

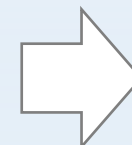
1) 平成5年以前製造等の使用中変圧器の調査であること

↑
微量PCBが混入している可能性有り

2) PCB含有が発見された場合、PCB汚染変圧器を下記の
ア)、イ) に従い、適正に処理すること

ア) PCB汚染変圧器の使用廃止後、PCB特別措置法に基づく
届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出

イ) PCB汚染変圧器の使用廃止後、低濃度PCB廃棄物処理
業者との処理委託契約を締結し、適正に処理すること

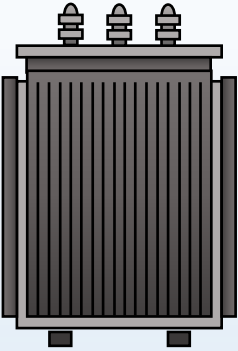


※ ア)、イ) について、完了実績報告書提出までに実施できない場合は事業
スケジュール表に実施予定年月を記載すること

3-3. 補助対象事業（交換事業）

② 交換事業 高効率変圧器に交換

PCB汚染変圧器 補助の対象となる高効率変圧器の消費効率



交換

- ・環境汚染リスク低減
- ・CO2排出量削減

高効率変圧器

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式	補助対象エネルギー消費効率
変圧器の種類別	相数	定格周波数	定格容量		
油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 11.2S^{0.732}$	省エネルギー基準達成率125%以上
		60ヘルツ		$E = 11.1S^{0.725}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 16.6S^{0.696}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.1S^{0.809}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 17.3S^{0.678}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.7S^{0.790}$	
モールド変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 16.9S^{0.674}$	基準エネルギー消費効率の80%以下
		60ヘルツ		$E = 15.2S^{0.691}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 23.9S^{0.659}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 22.7S^{0.718}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 22.3S^{0.674}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 19.4S^{0.737}$	

※ E:基準エネルギー消費効率 W、S:定格容量 kVA
※ 省エネルギー基準達成率 %
= E(基準エネルギー消費効率 W)÷(導入予定変圧器のエネルギー消費効率 W)×100

補助対象経費：新設変圧器本体及びその設置工事費用

3-4. 補助対象事業（交換事業）

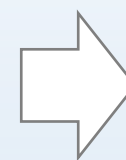
②交換事業（公募要領P.4）

PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換

- 1) 使用中のPCB汚染変圧器の交換であること
- 2) 交換により生ずるPCB廃棄物の処理を下記のア)、イ) に従い、適正に処理すること

ア) 完了実績報告書提出日までにPCB特別措置法に基づく届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出

イ) 低濃度PCB廃棄物処理業者との処理委託契約を締結し、適正に処理



- 3) 交換する高効率変圧器が省エネルギー基準達成率 1 2 5 % 以上（基準エネルギー消費効率の80%以下）であること

※基準エネルギー消費効率の算定式は、令和5年経済産業省告示第127号「変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」による

4.低濃度PCB助成金申請をする場合の留意事項

1) 低濃度PCB助成金について

中小企業が低濃度PCB廃棄物の分析や処理をする場合に助成

2) 変圧器のPCB分析調査を行おうとする場合

変圧器補助金、低濃度PCB助成金のどちらかを選択 **(併用不可)**

3) PCB汚染変圧器の交換工事及び廃棄処分を行おうとする場合

交換工事、廃棄処分それぞれについて**個別に申請**

交換工事：変圧器補助金

廃棄処分：P C B 助成金

低濃度PCB助成金については、下記ホームページをご参照ください。

低濃度PCB助成金ホームページ ⇒<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>

5-1. 申請に当たっての留意事項

1) 任意団体が申請する場合

法人格のない分譲マンションの管理組合など、任意団体が申請する場合は、あらかじめ次の書類を提出して**事前承認**を受けてください。

- ① 組合(団体)規約 ② 役員名簿 ③ 過去2年分の決算書
- ④ 今年度予算書（変圧器交換等の**事業費が確保されていること**）
- ⑤ 総会議事録等で**変圧器交換等の実施が承認されていること**がわかる資料

2) 既設変圧器の全損失(W)について

既設変圧器の全損失（交換事業においてCO2削減量算出に必要）
がわからない場合は、財団ホームページの計算表により算出してください。

5-2. 申請に当たっての留意事項

3) 消費税の取扱い

次に掲げる者以外は間接補助金交付申請額に消費税を含めない
でください。

(交付申請書の間接補助金交付申請額を記載する欄の消費税
及び地方消費税相当額は 0円と記載してください。)

- ・消費税法における納税義務者とならない者
- ・免税事業者
- ・簡易課税事業者
- ・消費税法別表第3に掲げる法人

4) 新設変圧器の耐用年数について

新設変圧器の耐用年数は 22年となります。

財産プレート（ラベル）には、（22年間）と記載してください。

5-3. 申請に当たっての留意事項

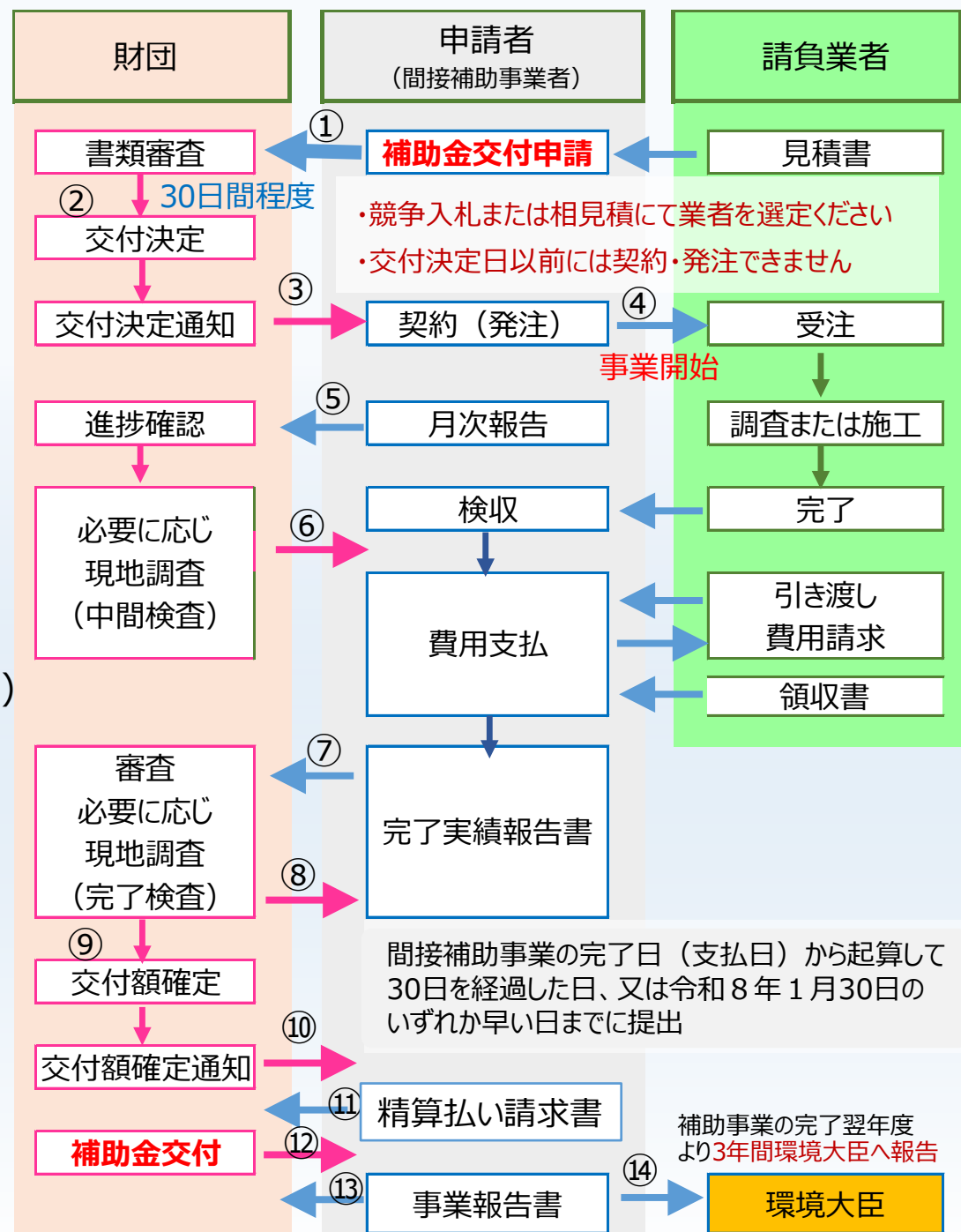
5) 補助対象外の費用例

- ・ 既設変圧器の撤去費用
- ・ 作業に伴って発生するウェス、手袋等のPCB廃棄物の処理費用
- ・ PCB廃棄物の収集運搬・保管・処分費用
- ・ 既設変圧器と異なった場所に新設変圧器を設置する際の移動に係る費用
- ・ 変圧器の所有者が自ら行う作業や管理費
- ・ 付属品、予備品など（交換部品、メンテナンス工具など）
- ・ 交付申請等の委託費用（コンサル費、代書費など）
- ・ 金融機関に対する振込手数料
- ・ 官公庁などへの申請、届出費用

6. 手続きの流れ (ガイドP.3)

- ①申請者：交付申請書の提出(jGrants又は郵送)
- ②財 団：交付申請書の審査 (約30日間程度)
- ③財 団：交付決定通知 (メール)
- ④申請者：業者に発注
- ⑤申請者：月次報告を提出 (メール)
- ⑥財 団：必要に応じて、現地調査 (中間検査)
- ⑦申請者：支払い完了後完了実績報告書提出
(jGrants又は郵送)
- ⑧財 団：必要に応じて、現地調査(完了検査)
- ⑨財 団：完了実績報告書の審査(約30日間程度)
- ⑩財 団：交付額確定通知 (メール)
- ⑪申請者：精算払請求書を提出 (メール)
- ⑫財 団：補助金を指定口座に入金
- ⑬申請者：着金を確認して、財団に連絡 (メール)
- ⑭申請者：環境大臣に事業報告書提出
(調査事業は不要)

申請者：財産管理及び環境省への報告
会計検査院受検対応



7-1. 交付申請について

申請期間・提出方法

■ 申請締め切り：**令和7年12月19日（金）15時必着**

（予算額に達した時点で受付を終了します。）

■ 提出方法：jGrants ※又は郵送により提出してください。

※ jGrants：デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム
（jGrants URL：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）

jGrantsにより提出する場合

■ jGrants 操作方法：jGrants ポータルサイトの面上部「申請の流れ」タブ
＞「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

（留意事項） jGrants を利用するには、**gBizIDプライムの取得**が必要です。
gBizIDプライムの取得には**2～3週間を要する**場合がある
ため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください。

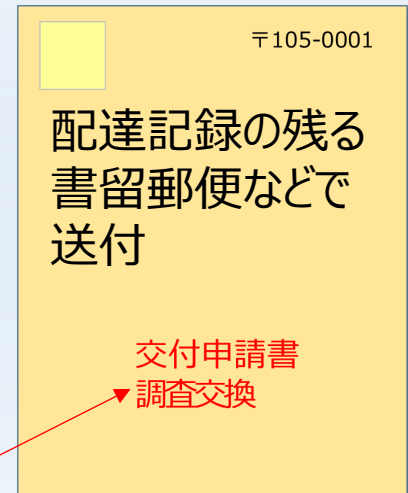
7-2. 交付申請について

郵便により提出する場合の送付方法 1

- 送付方法：**書留郵便等の配達記録が残る方法**（持ち込み不可）

【ご注意】財団事情に起因するもの以外の理由で、
期限を過ぎて到着したものは受理しません。

- 送付先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号
ヒューリック虎ノ門ビル10階
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
変圧器補助金事務局 宛



- 表記：宛名面に『交付申請書』・『事業名』を**朱記**してください。

郵送物の混在を防止するためご協力をお願いします。

7-3. 交付申請について

郵便により提出する場合の送付方法 2

● 正本：1部

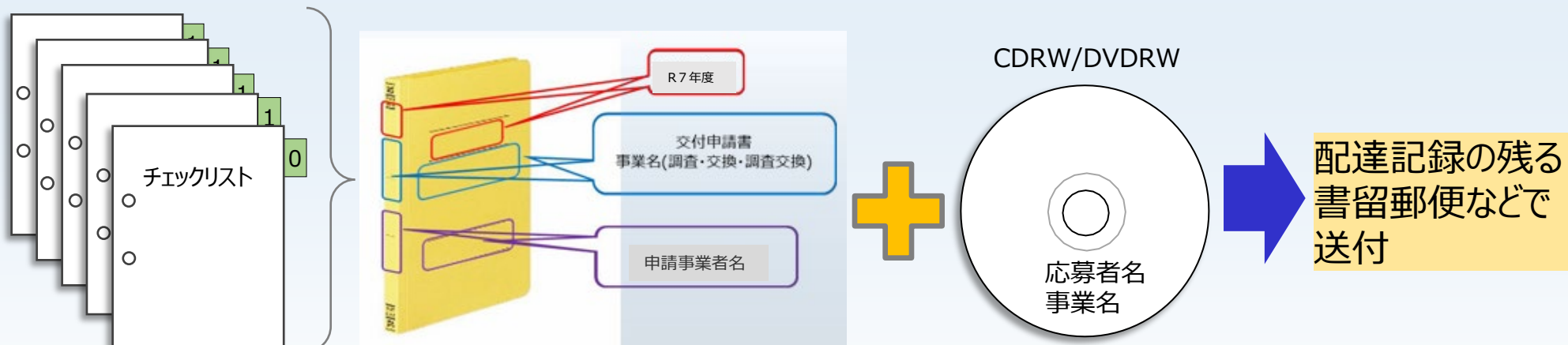
『交付申請書提出書類チェックリスト』と同じ番号のインデックスラベルを付けて、紙ファイルに綴じてください。

ファイルの表紙面・背表紙に、年度・交付申請書・事業名(調査・交換・調査交換)・事業者名を記載

● 電子媒体(CDRW/DVDRW)：1部（正本の内容すべて）

CDRW/DVDRWに応募者名・事業名を記入

格納するファイル名には、インデックスラベルと同じ番号を付ける



提出いただいた資料は返却しません

書き込み可能な“RW”タイプ

7-4. 交付申請について（提出必要書類）

- 1) チェックリスト
- 2) 様式第1 交付申請書
- 3) 【別紙1】実施計画書
- 4) 【別紙2】経費内訳
- 5) 既設変圧器一覧表及び設置場所図面（交換事業は分析結果報告書）
- 6) 高効率変圧器一覧表及び設置計画図（調査事業は提出不要）
- 7) CO2削減量計算表（調査事業は提出不要）
- 8) 事業スケジュール表
- 9) 見積書及び見積書の根拠資料（2者以上の見積書を添付）
- 10) 既設変圧器の写真（銘板及び電路に接続されていることがわかるもの）
- 11) 既設変圧器所有者確認資料（交換事業は電気事業法に基づく届出書）
- 12) 申請企業の概要資料
- 13) 暴力団排除に関する誓約書
- 14) その他参考資料、補足説明資料など（必要に応じて提出）

8. 事業の進め方について（公募要領P.8～、ガイドP.8～）

■ 交付決定通知後に事業開始（発注書及び請書又は契約書作成）

交付決定通知日以前に開始された事業は補助対象となりません。

■ 発注には、2者以上の見積合わせ（競争入札）が必要

■ やむを得ず随意契約になる場合は財団の事前承認が必要

■ 事業（調査又は交換工事）が終了した場合、納品書、検収書の作成

The image shows two sample invoice forms side-by-side. The left form is for 'A社' (Company A) in red text, and the right form is for 'B社' (Company B) in blue text. Both forms have a header section with a company name and a logo, followed by a large grid for item details. At the bottom of each grid is a field for the total amount, labeled '¥,0000' in red for A社 and blue for B社.

検収書は納品書に検収確認印を押印したもので可

■ 事業完了(支払完了)日は、令和8年1月20日を日途にしてください。

■ 完了実績報告書の提出期限は、事業完了日から30日以内、又は令和8年1月30日のいずれか早い日まで

■ 本年度事業終了後の翌年度以降3年間は、CO2排出削減効果に関して環境大臣への報告が必要（調査事業は提出不要）

9. お問い合わせ窓口

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
変圧器補助金事務局

- TEL : 03-4355-0161
平日10時から17時（12時から13時を除く）
- E-mail : trans-info@sanpainet.or.jp
- 財団ホームページからのお問い合わせ

https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r7/inquiry.html

ご清聴
ありがとうございました

